

令和7年4月から 口座振替による納付を原則化

定期的な支払い（毎月払いなど）が必要な税・公金を対象に、
本年4月から、口座振替を原則化

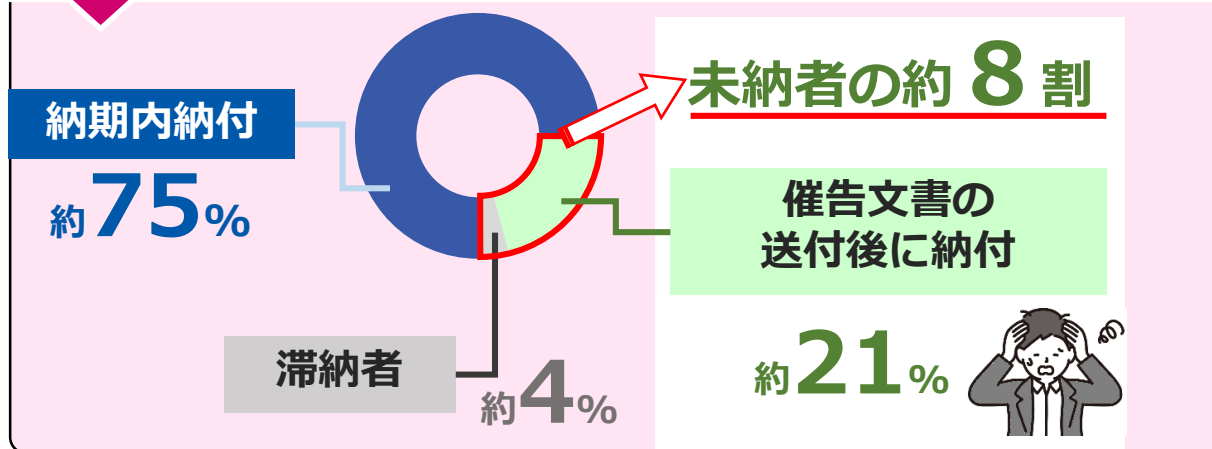
主 な 対 象

◆定期的な支払い（毎月払いなど）が必要な税・公金

税	固定資産税(土地・家屋・償却資産)及び都市計画税、軽自動車税 個人市・県民税（普通徴収）、国民健康保険税
保険料等	介護保険料、後期高齢者医療保険料
す ま い	水道料金・下水道使用料 市営住宅家賃・駐車場使用料 し尿処理手数料
こ ど も	保育料、学校給食費

口座振替のメリット

市税未納者の8割以上が「うっかり忘れ」！？



口座振替なら

便利

納付のたびに
窓口に行く
必要なし！

安心

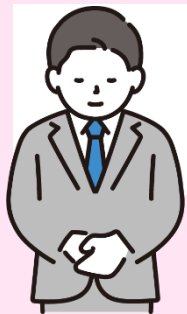
自動引き落としで
うっかり払い忘れ
なし！

低
コスト

市が払う収納手数料
料が最も安価
&
事務が効率的



本年4月から 口座振替による納付を原則化



口座振替を強制するものではありませんが
便利で納付忘れのない口座振替への
切り替えに、ぜひご協力ください



口座振替の手続きを
WEB上でスムーズに
お申込みいただけます！



かかる時間は
約 5 分

スマホから
らくらくお申込み

24時間受付
※金融機関によって
利用可能時間が異なります

参考 口座振替推進のための市の取組み

① 口座振替原則化を規則で規定

- ・手続きを統一的に規定
- ・市をあげて取組みを進めることを明確化

② 窓口での勧奨

- ・市の窓口で手続きをする時などに
案内・口座登録手続きを行う

③ 広報と手続きの充実

- ・口座振替の手続きにつながるような
わかりやすい広報
- ・スマホで簡単 WEB手続

④ 県内関係機関との連携

- ・県内全自治体、税務署、金融機関等と
連携し「国税・地方税等キャッシュレス
納付推進ながさきプロジェクト」を開始
(令和7年2月17日から)